

(町単独型)障がい者等就労支援事業所の概要

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 小清水町社会福祉協議会
法人の所在地	〒099-3612 斜里郡小清水町字共和13番地の3
代表者氏名	会長 由井 崇
電話番号・FAX	0152-62-3988 ・ 0152-62-4405

2. 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 小清水町社会福祉協議会 障がい者等就労支援事業所
事業所の所在地	〒099-3612 斜里郡小清水町字共和13番地の3
開設年月日	令和元年7月1日(月) 開設
事業の種類	就労継続支援事業・就労移行支援・地域活動支援センターに準じた事業

3. 事業の目的及び運営の方針

<p>(1) 事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいをもつ方や一般の就職に就くことが難しい方、社会に出ることに不安があり一歩踏み出せずにいる方（以下、「障がい者等」という。）に対し、就労の機会を提供するとともに、生産的活動、その他の活動の機会の提供を通じて、必要な支援を提供する。 一人ひとりの気持ちや個性を大切にしながら、利用する方の適性に応じた活動を提供し個々の生活の充実に繋げていくことを目的とする。 <p>(2) 運営の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者等に対し、就労の機会を提供し、生産活動、その他の活動の機会を通じて、その知識、能力の向上の為に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 本事業所の職員は、障がい者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ将来に渡って一般就労ができるように配慮して就労支援に努めます。 事業の運営において、障がい者等の心身状況やその環境に応じて本人の意向を尊重し、適切な受託業務が多様な企業から提供されるよう配慮して行います。 関係市町村、地域包括支援センターや関係団体、障害福祉サービス事業者、関係企業との連携に努めます。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人 数	職 務
管理者	1名(兼務)	事業所の従業員及び業務の管理を総括します。
事業担当職員・事業補助職員	3名(専従1・兼務2)	就労支援の提供に当たります。

※都道府県許認可ではなく町単独の事業所であることから、人員基準等はないが、「就労継続支援B型事業所」の基準をベースに上記職種を配置することとする。(現在、サビ管向けの研修受講済みの職員がいないことから、今年度も受講申込を行うこととする。)

※利用者の増に伴い、複数の受託業務を同時に担い、業務先が複数箇所となった場合には、本会職員の内、障害福祉に関する研修を受講している職員(事務局)や障害福祉サービスに従事している職員(ホームヘルパー)が協力し、利用者が安心して業務を担えるようサポートすることとする。

5. 営業区域、営業日及び営業時間

事業実施区域	原則として小清水町全域とし、利用者本人及び家族の状況等により、小清水町の隣接市町の全域までとする。
営業日	月曜日～金曜日。(必要に応じて、土・日の営業も行います。)ただし、国民の祝日及び12/30～翌年1/5までを除きます。
営業時間	事業所の開所時間は、午前8時30分～午後5時30分まで 事業の提供時間は、原則事業所の開所時間内